

## 【アメリカ】1963年大統領政権移行法の改正

海外立法情報課 中川 かおり

\* 2022年12月29日、1963年大統領政権移行法を改正する法律が制定され、選挙結果が不明確な場合に暫定的に2組以上の大統領職候補者等に政権移行支援を提供できることとされた。

### 1 1963年大統領政権移行法改正の背景

#### (1) 1963年大統領政権移行法の概要

大統領は、就任したその日から、国防、経済や外交政策に関して大統領としての重要な決定を十全に行うよう求められる。そのため、1963年大統領政権移行法が制定され、数次の改正が行われてきた（この総体を、以下「移行法」<sup>1</sup>とする。）。移行法は、連邦行政機関等の迅速かつ円滑な政権移行のために、行政機関政権移行局長会議<sup>2</sup>等の開催時期を明記して定めるほか、共通役務庁（GSA）長官（以下「長官」）の公的資金による次期大統領等に対するサービス・設備の提供等も定める。後者につき、従来の移行法は、長官が、一般選挙（以下「選挙」）<sup>3</sup>後に確定（ascertain）する次期正副大統領各1人を「勝利が推定される候補者（apparent successful candidates）」とし、公的資金によりサービス・設備を提供すること等を想定していた（旧移行法第3条c項）。

#### (2) 改正の背景と概要

トランプ（Donald J. Trump）候補・現職大統領（肩書は当時）は、再選を目指した2020年大統領選挙において敗北を認めようとせず、当時の長官が、バイデン（Joseph R. Biden, Jr.）候補を「勝利が推定される候補者」として確定したのは、2020年11月3日の選挙から3週間近くが経過した同月23日であった。その結果、同日まで、バイデン候補は、本来であれば公的資金によるサービスとして提供されるはずであった情報を提供されなかったとされる<sup>4</sup>。

こうした問題を踏まえ、連邦議会は、2022年12月29日に改正法<sup>5</sup>を制定した。この法律は、長官に次期正副大統領各1人の確定を求める規定を削除し、①選挙結果が明白である場合には、従来どおり1組の大統領職及び副大統領職の各候補者を「勝利が推定される候補者」とする一方で、②選挙結果が明白でない期間においては、2組以上の大統領職及び副大統領職の各候補者を「勝利が推定される候補者」として処遇することとした（移行法第3条c項の改正）。

## 2 主な規定

### (1) 「勝利が推定される候補者」を決定する4つの基準（移行法第3条c項(1)号(A)）

①1人を除く大統領職の適格な候補者及び1人を除く副大統領職の適格な候補者が選挙の敗北を認める場合には、敗北を認めていない各当該職候補者が「勝利が推定される候補者」とさ

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2023年6月12日である。

<sup>1</sup> 政府印刷局（GPO）による現在の全文は、次の文献参照。Presidential Transition Act of 1963, [Public Law 88-277, 78 Stat. 153 (3 U.S.C. 102 note)] <<https://www.govinfo.gov/content/pkg/COMPS-1612/pdf/COMPS-1612.pdf>>

<sup>2</sup> 一般選挙（次注）の半年前に開催され、政権移行期に欠員となる政治任用職に職業公務員を充てることを保障する。

<sup>3</sup> 4年に1度の11月の最初の月曜日の次の火曜日に、有権者の投票により、正副大統領を選出する選挙人を選任する選挙をいう。選挙人が投票する正副大統領は予測できるため、この選挙の時点で事実上正副大統領が決まる。

<sup>4</sup> COVID-19パンデミックに関する情報等。Niels Lesniewski, “Presidential transition process changes head to Biden’s desk,” *Roll Call*, December 23, 2022. <<https://rollcall.com/2022/12/23/presidential-transition-process-changes-head-to-bidens-desk/>>

<sup>5</sup> Presidential Transition Improvement Act, P.L.117-328, division P, Title II.

れる。

②選挙の日から 5 日後の日に、2 人以上の大統領職の適格な候補者が敗北を認めていない場合には、2(1)③又は 2(1)④の規定に従い大統領職の単一の候補者が「勝利が推定される候補者」として処遇される時まで、敗北を認めていない当該職及び副大統領職の各候補者は「勝利が推定される諸候補者」として処遇される。

③2(1)④の規定に従い大統領職の単一の候補者が「勝利が推定される候補者」として処遇される時まで、長官が、2(2)の規定に該当すると判断する大統領職又は副大統領職の単一の候補者を、単独で「勝利が推定される候補者」として処遇することを決定できる<sup>6</sup>。

④大統領職又は副大統領職の単一の候補者が 2(3)の規定に該当する場合には、この候補者が単独で「勝利が推定される候補者」として処遇される。

## (2) 勝利が推定される候補者を判断する際の暫定の裁量的な要件（移行法第 3 条 c 項(1)号(B)）

選挙の日から 5 日後の日以降、次の①②③の検討結果に基づき、大統領職又は副大統領職の単一の候補者が選挙人<sup>7</sup>投票の過半数を獲得することが実質的<sup>8</sup>に確実である場合には、長官は、当該候補者を単独の「勝利が推定される候補者」として処遇することを決定できる。①州の選挙結果を変更し得る重大な法的争訟が実質的に解決された諸州における当該職の選挙結果、②選挙結果の認証が完了している諸州における当該職の選挙結果<sup>9</sup>、③総合的に判断して勝利が推定される候補者が 1 人であることが実質的に確実な諸州における当該職の選挙結果。

## (3) 勝利が推定される候補者を判断する際の義務的な要件（移行法第 3 条 c 項(1)号(C)）

①選挙の最終的な点検結果についての諸州による認証及び当該職の選挙結果に関する再集計等の完了に基づき、候補者が選挙人投票の過半数を獲得する場合

②選挙の年の 12 月に各州で正副大統領の選出のために行う選挙人の会合において<sup>10</sup>、候補者が選挙人投票の過半数を獲得する場合

③2(3)②の投票結果を受けて開催される、選挙の翌年の 1 月 6 日の連邦議会の両院合同会議<sup>11</sup>において、候補者が当該職に選出された者として宣言される場合

## (4) 2 組以上の大統領職及び副大統領職の「勝利が推定される候補者」が存在する期間（移行法第 3 条 c 項(2)号）

長官は、2 組以上の大統領職及び副大統領職の「勝利が推定される候補者」が存在する期間（以下「この期間」）に、①当該各候補者の請求を受けて、移行法の規定に基づくサービス・設備を提供し、②行政機関の情報及び場所への平等なアクセスを保障するよう努める。

長官は、この期間に、各候補者について、①提供される資金の状況、②提供される行政機関の情報及び場所へのアクセス範囲等に関する報告書を毎週連邦議会に提出する。

長官は、2(1)③又は 2(1)④の規定に従い、大統領職又は副大統領職の単一の候補者の「勝利が推定される候補者」としての処遇が有効となってから 24 時間以内に、この者を単独の候補者として処遇する旨の声明書を、法的根拠と理由の説明と共に公衆に提供する。

<sup>6</sup> 法文上、当該処遇の決定の前後で、「単一 (single)」と「単独 (sole)」という語が使い分けられている。

<sup>7</sup> アメリカでは、選挙の年の 11 月に、国民の投票により選挙人が選出され、この選挙人の過半数の投票により大統領を選出する間接選挙制を採用し、1887 年選挙人開票法がこの手続を定める。

<sup>8</sup> substantial. 制定法の要件を完全に満たしていないが、ほぼ満足させるような内容を指す。

<sup>9</sup> 大統領選挙を含む州の選挙結果は、当該州の選挙担当機関により点検 (canvass) され、認証 (certify) される。

<sup>10</sup> 1887 年選挙人開票法第 7 条 (合衆国法典第 3 編第 7 条)。

<sup>11</sup> 1887 年選挙人開票法第 15 条 (合衆国法典第 3 編第 15 条)。